

業務部速報



No. 68

発行 25. 11. 10

JR東労組 業務部

申4号「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」に関する申し入れ 11月9日(日)第4回団体交渉を行う! ①

9月25日の第3回団体交渉以降、開催できなかった団体交渉を再開するにあたってのJR東労組の問題意識を述べ、2点について確認したうえで団体交渉を行いました。

- ①11月6日の団体交渉を中止にせざるを得ない状況をつくり出したことに抗議するとともに指摘する。
今後は労使間のコミュニケーションを十分に取り、課題解消に向けて議論すること
- ②年末手当の議論の最中に施策議論を行なっているが、この間の労使議論経過からすると例外的であり、
今後は賃金や期末手当の団体交渉に集中できるスケジュールを確保すること

【組織の見直し】

1. 事業本部を一事業場にするにより広範囲になることから、事業本部設置後においても、現在の事業場の範囲とするとともに、安全衛生委員会についても現体制を維持すること。

確認したこと

- ・1項の内容について課題を積み残しているため議論継続
- ・関係行政機関からの指導・判断が出た時に、会社から組合に対して、その判断と判断に至った経過や問題意識などの説明を行う。そのうえで、再度労使議論を行なう

【特徴的な議論内容】 ●組合 □会社

- 一事業本部の範囲では安全衛生法で定められた事項が守れないのではないか
- 安全衛生委員会の法の趣旨が果たせない形式だけの議論になってはならない
- 一事業本部内の、駅、車掌、運転、車両センター、総合車両センター、指令、保線、機械、土木、電気、建築、信号通信、企画業務、構内販売、14の系統全てから委員を選定するべきだ
- 労働者側の委員は過半数代表者が推薦するが、どのようにして様々な系統から選出するのか

- 安全衛生委員会は、人数規模、職場所在地、業務内容の3つの要素を勘案して委員の選出を行う。それぞれのリスクを把握して労災などの対策を把握し安全衛生委員会のレベルを堅持していく。
- 議論が形式だけになってはならない。1つの議題で十分に議論できることが重要であり、当該の仕事をしていない人が議論しても充実した議論にはならない。自立した議論ができるような委員の選定をしていく
- 入れる入れないと述べているわけではない。当該事業本部をあまねく議論できるようにしていく。3つの要素に照らして委員長が決める
- 労働者側委員は過半数代表者が推薦することは変わらない。会社側はこのような体制で構成していくと伝えていく

3. 現在12の本部・支社にある人事ユニットと勤労ユニットの集約化は、不利益変更等となるため行わないこと。

確認したこと

- ・議論未成熟のため継続議論
- ・今後については、労使間の取扱いに関する協約の議論時において議論をおこなっていく
- ・地方議論においても議論をしていく

【特徴的な議論内容】 ●組合 □会社

- 12本部・支社から6事業本部になることは不利益変更である
- 社員管理等についても疑念がある

- 6事業本部に集約しても不利益変更にはならない
- 社員管理・業務管理・安全管理などに対して、マンパワーを集約して業務の質を維持していく。ユニットがない事業本部でも業務自体を担うことはある。